

守山市ブロック塀等改修促進補助金

地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するために、道路や公園に面するブロック塀等の撤去および改修に対して補助を行います。

対象者

市内に存するブロック塀等の所有者
(工事の契約者)



対象となるブロック塀等

- **コンクリートブロック塀**、鉄筋コンクリート組立塀、組積造（石、レンガ等）の塀など
- **道路または公園に面して**おり、倒壊による被害が道路等におよぶおそれがあるもの
- 地面からの**高さが80cm以上**のもの

補助内容

- ブロック塀等を**撤去**する場合 費用の**1/3**（限度額**7.5万**）
または、
- ブロック塀等を**撤去し、軽量なフェンス等**を新設する場合
費用の**1/3**（限度額**12.5万**）

どちらも千円未満切捨

軽量なフェンス等とは・・・

- ・ 塀の種類はフェンス、板塀、生垣など軽量なもの
- ・ 道路後退等の必要な処置を行うこと
- ・ 基礎等の高さを40cm以下にすること

撤去は・・・

- ・ 該当するブロック塀等をすべて取り除く必要があります

※関係法令を遵守してください。

※建築基準法の規定により、
道路後退が必要な場合があります。

■申請の流れ



工事の計画 ご自身で施工業者を選定し見積りなどをお願いします。
ご不明な点などは、建築課までご相談ください。



交付申請書の提出 **工事に着手する14日前までに交付申請書に必要書類を添えて提出してください。**



交付決定 補助金の交付が決定すれば、市から交付決定通知書を送ります。



契約・工事 **補助金交付決定後に契約、工事、工事代金の支払いを行ってください。**
内容に変更がある場合は、変更交付申請が必要です。



実績報告書の提出 工事が完了したら、実績報告書に必要書類を添えて提出してください。



工事、工事代金の支払い、工事实績報告書の提出はその年度中(3月末まで)に行ってください

額の確定・補助金のお振込み 額の確定通知書を送ります。
補助金交付請求書の提出および額の確定通知から数週間後に、ご指定口座に補助金を振り込みます。



★工事を行う前に、まずは交付申請が必要です。事業着手後の申請は受付できません。
★今年度の予算に達した場合、年度内の受付を終了することがあります。

【お問い合わせ】

守山市役所 建築課 電話:077(582)1139